

「小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見公募の結果について

令和8年10月13日
中 小 企 業 庁
経 営 安 定 対 策 室

令和8年8月28日から令和8年10月7日までの間、「小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）」に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおりご意見をいただきました。

今般、お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、長文のご意見は整理又は要約してありますが、ご提出いただいた意見の全文は、別紙に掲載しています。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和8年8月28日（金）～令和8年10月7日（水）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. ご意見の総数

8件

3. ご意見の概要及びご意見に対する考え方

ご意見①及びご意見②につきましては、長文のため、ご意見の要約を掲載していますが、8ページ目以降に両ご意見の全文を掲載しております。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
ご意見①【ご意見の要約】提出の立場は、減税、行政事務の削減、デジタル化の推進、日本の小規模事業者の掛金と個人情報を優先すること、共済データの持ち出し禁止、および現金廃止を口実にした新しい承認手続・システム既得への反対です。 求める対応 1. 現金収納の廃止は維持する。 2. 「やむを得ない事情」を限定列举し、例外承認は電磁・包括にせよ。紙の新様式と団体取次を作るな。 3. 収納通知は電磁を本則にせよ。 4. 両共済の現金経路を令和9年1月1日で同時に終えよ。 5. データの持ち出し禁止、例外媒体の追跡、システムの供	ご意見ありがとうございます。 現時点において、両共済加入者の大半が中小機構の口座振替を選択していただいている現状を踏まえた改正であり、実務的な変更点は限定的です。また、やむを得ない事情を限定列举することは困難ですが、口座振替では対応が難しい緊急性があるケース等を想定しております。委託費等につきましては、中小機構の財務諸表等において公開してまいります。 上記の点を踏まえ、改正内容は

給源制限を実施要領に書け。 6. 委託費の減少とシステム費を公開し、効果のない運用費は切れ。 現金の窓口を閉じることは支持する。閉じた窓口の代わりに承認願と封書と国外クラウドを置く省令には反対する。	原案のとおりとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の両共済制度の見直し等にあたり参考にさせていただきます。
ご意見②【ご意見の要約】本案文には「附則第三条を削る。」と記載されており、附則の削除による手続の簡略化が中心であることが分かります。また、現行規定には「掛金の納付状況を明らかにする書類を送付しなければならない」といった事務の正確性を重視する文言が含まれており、共済制度の安全性が書類確認に大きく依存していることが読み取れます。このような制度の根幹部分に関わる改正である以上、成果目標およびKPI（重要業績評価指標）の設定は不可欠と考えます。 【1. 本案件に必須と思われるKPIの例と、データ収集主体】 【2. 行政手続法39条2項との整合性について】 【3. 成果目標・KPIが存在しない場合に求める事項（EBPM・行政事業レビューの観点から）】 【4. KPIが人命や安全性に関わる可能性について】 【5. KPIは最初から完璧でなくてよいこと、見直しの運用について】	ご意見ありがとうございます。 現時点において、両共済加入者の大半が中小機構の口座振替を選択していただいている現状を踏まえた改正であり、制度の根幹部分に関わる書類確認の安全性が大きく変わる変更ではありません。 上記の点を踏まえ、改正内容は原案のとおりとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の両共済制度の見直し等にあたり参考にさせていただきます。
ご意見③：小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案（以下「省令案」という。）第一条の規定による改正後の小規模企業共済法施行規則第十九条第一項本文中「掛金の納付は、共済契約者の預金口座から『機構の預金口座への振替の方法による納付により』行わなければならない。」と規定しているところ、同項ただし書中「ただし、・・・、機構の承認を受けて、『機構の預金口座への振込みにより』行うことができる。」と規定するのは平仄が取れていないため、「ただし、・・・、機構の承認を受けて、『機構の預金口座への振込みの方法による納付により』行うことができる。」と規定するか、簡素化するとしても「ただし、・・・、機構の承認を受けて、『機構の預金口座への振込みの方法による』ことができる。」と「振替の方法」と「振込みの方法」は並べて規定すべきではないか。	ご意見ありがとうございます。 規定の平仄に関するご指摘につきまして、現行法令の用例を確認いたしましたが、「口座振替の方法」と「口座振替により」を比べますと「口座振替の方法」の用例が多く、「振込みにより」と「振込みの方法」を比べますと、「振込みにより」の用例が多い状況です。加えまして、中小企業倒産防止共済法施行規則第三十六条第一項の現行規定は、「振替の方法」及び「振込みにより」と規定されていることを踏まえ、改正内容は原案のとおりとさせていただきます。 附則に関するご指摘につきまして

省令案の附則の前の空行は不要ではないか。また、省令案の附則において施行期日を定めているが、他に附則の規定がないのであれば、条見出しは不要ではないか。	て、小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令は、全二条及び附則から構成されており、第二条と附則の間には空行は必要となります。また、見出しにつきましては、ご指摘を踏まえ削除いたします。
ご意見④：改定案では 現金の取り扱いを一切 やめてしまう事になっているが、銀行の倒産、災害による閉鎖など、不測の事態が起きたら 一体 どうするつもりか？ 振込は あくまで「利便性」の為であって、基礎である現金の扱いを 不可能にすべきではない。 窓口業務の人員が足りないなどの理由が有るなら、巨額の無駄な軍事費（防衛費）を削って、市民の為に税金を使え。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘いただいた不測の事態が起きた場合につきましては、小規模企業共済法第二十条及び中小企業倒産防止共済法第十七条に基づき、掛金の納付期限を延長することができます。 上記の点を踏まえ、改正内容は原案のとおりとさせていただきます。
ご意見⑤：本案では、基幹システムの大規模改修及び業務フローの見直しに伴い、契約者の利便性向上並びに業務の効率化・合理化を図るため、金融機関、事業者団体等に委託している掛金の現金収納を廃止等するものとされています。 小規模企業共済法施行規則第19条については、掛金の納付を口座振替によることを原則とし、口座振替によることができないやむを得ない事情がある場合には、独立行政法人中小企業基盤整備機構の承認を受けて振込みにより納付できる内容に改められています。 また、中小企業倒産防止共済については、従来の現金納付者に係る経過措置である平成23年経済産業省令第43号附則第3条を削除する内容となっています。 平成23年経済産業省令第43号附則第3条の対象となる契約者が現に存在する場合には、同条削除後は、中小企業倒産防止共済法施行規則第36条の納付方法が適用されるものと理解します。この理解でよい場合には、その移行に係る基本的な取扱いを確認できる資料又は参照先を示してください。この理解と異なる場合には、附則第3条削除後に当該契約者に適用される掛金納付方法及びその基本的な移行の取扱いを示してください。 一方、今回の意見募集資料及び一般に確認可能な公式資料	ご意見ありがとうございます。 現時点において、両共済加入者の大半が預金口座振替を利用している状況を踏まえた改正であり、実務的な変更点は限定的です。平成二十三年経済産業省令第43号附則第三条の削除後は、同条の対象となっていた共済契約者についても、中小企業倒産防止共済法施行規則第三十六条に定める納付方法が適用され、原則として預金口座振替により納付していただくこととなります。 現金により掛金を納付している共済契約者に対しては、掛金納付が途切れることがないように、郵送、電話、訪問等により、複数回にわたり預金口座振替への変更手続を個別に案内しております。また、改正内容及び手続の概要については、中小機構ウェブサイトにおいて公表しております。なお、

からは、次の事項を確認できません。 中小企業倒産防止共済について、平成23年経済産業省令第43号附則第3条の対象となる契約者が現に存在する場合、その契約者を同条削除後の納付方法へ移行させる基本的な取扱い 小規模企業共済について、今回廃止される現金納付を利用している契約者を、改正後第19条の納付方法へ移行させる基本的な取扱い 小規模企業共済については改正後第19条、中小企業倒産防止共済については同施行規則第36条に基づき、口座振替による納付ができない場合の例外的な振込納付へ接続する基本的な取扱い これらの取扱いを確認できる正式な公表資料又は参照先 現金収納を廃止した後も掛金納付を継続できるようにするためには、既存の現金納付者について、原則となる口座振替への移行と、口座振替による納付ができない場合の例外的な振込納付への接続関係を確認できることが必要と考えます。 このため、本省令の施行に当たり、少なくとも上記の基本的な移行及び例外処理について確認できる資料又は正式な参照先を示してください。具体的な申出様式や内部の審査手順を本省令案で定めることを求めるものではありませんが、現金収納の廃止後も掛金納付が継続できるよう、改正後の基本的な移行関係及び例外的な振込納付への接続関係を、施行時まで確認できる状態とすることを求めます。 具体的な申出様式、内部の審査手順その他の実施上の細部を今回の省令案に規定することを求めるものではありません。これらを別の公式資料で定める場合には、その資料で取り扱う事項及び公表後の正式な参照先を、今回の意見募集資料から識別できるようにしてください。 また、既存の公表資料によって上記事項を既に確認できる場合には、新たな制度又は資料の作成を求めるものではなく、該当する資料及び参照先を示すことで足りると考えます。	小規模企業共済において、預金口座振替による納付ができないやむを得ない事情がある場合には、改正後の同施行規則第十九条第一項ただし書に基づき、機構の承認を受けて振込みにより納付することができます。 上記の点を踏まえ、改正内容は原案のとおりとさせていただきます。
ご意見⑥：委託事務を行う立場として、委託機関による現金収納業務を廃止するための省令改正そのものについては異存ありません。しかし、今回のように既存の利便性が改悪されるような事案には、その運用に当たっては、加入者の視点に立ち、細心の注意を払うことが前提条件であると考えます。	ご意見ありがとうございます。 まず、今回の省令改正によって、オンライン手続きと紙手続きで差が生じることはありません。 その上で、加入希望者が納付時期を見通して手続きを行うことがで

委託団体に現金収納を依頼する加入者の多くは、税制上の優遇措置を受けることを前提として加入を検討し、申込みを行っています。そのため、加入希望者が委託団体に加入の意思を示し、紙による手続きを希望した場合には、その時点で、倒産防止共済制度において独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が指定する振込口座を事前に案内できるようにする必要があります。

中小機構によれば、振込先の通じは後日通知であり、オンライン手続きと紙による手続きでは振込口座を案内するタイミングも異なり、その差は数週間に及ぶとされていますが、現状では具体的な期間も正式に公表されておりません。このような運用上の相違は、加入希望者から見れば、オンライン手続きへの誘導策のための省令改正であると受け取られる可能性があります。

また、紙による手続きについては、振込口座の案内時期が明示されていないことも懸念される点です。仮に、税制上の優遇措置を受けるために必要な期日までに振込口座の案内が行われず、あるいは案内の遅延や加入者が業務時間に自宅へ発送するなど受取が出来ない方法での発送などにより加入希望者が不利益を被る事態が発生した場合、その責任の所在が不明確となるおそれがあります。少なくとも、省令改正を行う行政当局及び制度の運営主体である中小機構には、そのような事態を生じさせないための十分な運用体制の整備と、加入希望者に対する明確な説明責任が求められると考えます。

加入手続きの方法は本来、加入希望者自身が選択すべきものであり、手続方法の違いによって実質的な不利益や利便性の差が生じることは望ましくありません。このような状況は、加入希望者に不公平感を与えるだけでなく、制度に対する信頼を損なう要因にもなり得ます。

したがって、倒産防止共済制度において行われているように、加入希望者に対して事前に振込口座を明示できる仕組みを整備するか、少なくとも紙による手続きとオンライン手続きとの間に存在する運用上の差異を、省令改正の実施日までに解消すべきであると考えます。

きるよう、申込方法に応じた振込先の案内方法及び時期並びに必要な留意事項について、中小機構のウェブサイト等において周知しております。

また、必要に応じて、更なる周知を検討してまいります。

今回の省令改正については、中小機構の事務処理効率化を優先した内容との見方もあり、オンライン化による加入者の利便性向上が十分に図られていないとの意見があります。特に、既加入者からは、オンライン手続きの負担増や運用面での不便さを指摘する声く寄せられています。	
ご意見⑦：「小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）」について、以下の点を要望します。 (1) 掛金の現金による納付を廃止し、原則として口座振替とすることについて、契約者の利便性への影響を十分に検証するとともに、現金納付を利用している契約者が円滑に口座振替へ移行できるよう、具体的な手続を分かりやすく周知していただきたいです。 (2) 口座振替ができない「やむを得ない事情」がある場合には振込みを認めるとされていますが、その対象となる事情、承認基準、申請方法及び必要書類を明確にしていきたいです。 (3) 口座振替への移行が困難な契約者について、掛金の納付が途切れることにより共済契約上の不利益が生じないように、十分な移行期間及び救済措置を設けていただきたいです。 (4) 現金納付の終了に伴い、金融機関、委託団体及び中小機構の窓口等において利用者への説明に差が生じないように、納付方法の変更、移行期限及び例外的な納付方法について統一した案内を行っていただきたいです。 (5) 改正後の口座振替への移行状況、納付手続上の問題、納付遅延等の発生状況を継続的に検証し、契約者の利便性や制度利用への影響が認められる場合には、必要に応じて運用を見直していただきたいです。	ご意見ありがとうございます。 現時点において、両共済加入者の大半が預金口座振替を利用している状況を踏まえた改正であり、実務的な変更点は限定的です。現金により掛金を納付している共済契約者に対しては、掛金納付が途切れることがないように、郵送、電話、訪問等により、複数回にわたり預金口座振替への変更手続を個別に案内しております。金融機関及び委託団体等に対しても、現金納付の終了時期及び変更後の納付方法について周知してまいります。 また、やむを得ない事情の対象となる承認基準等をお示しすることは困難ですが、口座振替では対応が難しい緊急性があるケース等を想定しております。具体的な申出方法等については、中小機構のウェブサイト等において周知しております。 必要に応じて、更なる周知を検討してまいります。
ご意見⑧：小規模企業共済制度では、掛金の納付方法は原則として口座振替とされていますが、ただし書きに定める「やむを得ない事情」には、中小機構側の口座振替手続きの都合により年内の所得控除が受けられなくなるケースも含まれるものと認識しています。 仮にこれを認めない場合、加入者は制度加入によって本来享受できる所得控除の機会を失うこととなり、加入者の権利・利益が不当に損なわれるおそれがあります。そのた	ご意見ありがとうございます。 新規加入希望者が、「やむを得ない事情」に該当する場合には、所得控除の機会を失うことがないように、速やかに振込先を通知してまいります。

め、加入者保護の観点からも適切な配慮が必要であると考えます。 また、上記を踏まえると、口座振替以外の納付方法を希望する場合には、年内の所得控除の機会を失うおそれがあることから、加入希望者に対し速やかに振込先を通知する必要があると考えます。	
---	--

【ご意見①】：提出の立場は、減税、行政事務の削減、デジタル化の推進、日本の小規模事業者の掛金と個人情報情報を優先すること、共済データの持ち出し禁止、および現金廃止を口実にした新しい承認手続・システム既得への反対です。

―該当箇所：改正の趣旨（基幹システムの大規模改修、業務フロー見直し、現金収納の廃止等）

意見：現金の委託収納をやめる方向には賛成する。改修と廃止を、システムのベンダー固定と運用費の増額に使うな。改修後の運用費、現金収納廃止で減る委託費、残る例外振込みの件数見込みを計画に出せ。出せない改修は合理化ではない。

理由：中小機構のシステム改修は税と共済資産で賄う。窓口を減らして委託費が残る、あるいは保守だけ増えるなら減税に反する。効果は委託件数と費用の差で示せ。

―該当箇所：小規模企業共済法施行規則第19条（改正後）掛金の納付は契約者の預金口座から機構の預金口座への振替によることを原則とし、振替ができないやむを得ない事情があるときは機構の承認を受けて機構口座への振込みができる。現行の受託金融機関・受託事業者団体への現金納付を削除する部分

意見：本則を口座振替にすること、現金の団体窓口を閉じることは賛成する。次を本文か施行通知で固定せよ。

（1）「やむを得ない事情」を列挙する。口座を持てない、口座凍結、災害、相続手続中などに関し、「慣れていない」「現金がよい」は入れない。

（2）承認は電磁申請を本則とし、新しい紙の様式と団体経由の再委託を作るな。承認の標準処理期間を書け。

（3）振替不能のたびに毎回承認を取り直すな。事情が続く間は包括承認にせよ。

（4）振替手数料を契約者に転嫁するな。機構側の口座と記録の電子化で吸収せよ。

（5）収納状況を明らかにする書類の送付は、電磁的方法を本則とし、希望者だけ紙にせよ。

理由：現金廃止の目的は、窓口の人件費と現金事故を減らすことである。例外承認が団体の新しい取次になると、廃止した現金の経路が形を変えて残る。高齢の小規模事業者を排除する必要はないが、例外を広い裁量にすると、また現金相当の事務が戻る。過剰介入は、振替できる人まで団体経由の手続に残すことである。介入してよいのは、口座が使えない期間の振込みだけである。

―該当箇所：第19条第2項・第3項付近（収納時の書類送付、振替希望の申出。現行の受託機関が現金収納時に書類を渡す規定の削除）

意見：収納の事実、機構の電算から契約者のマイページまたは登録メールへ即時出せ。紙の「状況を明らかにする書類」を原則送付にするな。希望者の郵送に限る。振替の申出も、契約時の口座登録で足り、別申出を重ねるな。

理由：システム改修の趣旨が利便と業務効率化なら、通知も電子が本則である。紙を残すなら、それが新たな委託費になる。DXは振替だけ電子で、通知は封書、では中途半端である。

―該当箇所：中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（平成23年経済産業省令第43号）附則第3条を削る部分

意見：削る経過規定の内容と、削ったあとに現金納付が完全に残らないことを、概要に一文で書け。経過で現金を残すなら期限を令和9年1月1日までに切れ。

理由：附則削除だけ示されても、経営セーフティ共済側の現金経路がいつ消滅するかが読めない。小規模企業共済と施行日を揃えるなら、両方とも同日で現金を終わらせよ。

―該当箇所：附則（施行期日）令和9年1月1日

意見：施行までの周知は、既存の契約者通知と口座未登録者への電磁・電話に関し、全国説明会や団体向けの新しい研修事業を足すな。未登録者には振替登録の期限と、期限後は承認付き

振込みになることだけ伝えよ。

理由：施行までの「丁寧な周知」がイベント化すると、現金廃止で減った経費が広報に移る。事務削減にならない。

一該当箇所：システム改修・データ管理（趣旨にいう基幹システム。省令本文には薄い部分）

意見：掛金口座、共済金、契約者情報の国外持ち出しを禁止する。やむを得ず媒体で出す場合は媒体IDと所在の追跡を必須とする。基幹システムの開発・運用・クラウドは、安全保障上懸念のある国を本拠とする事業者の製品・役務を用いない。委託先の金融機関が持つ口座情報と機構側データの突合も、国内閉域で行え。

理由：共済は事業者の資産と口座である。現金をやめてデータに集中するほど、持ち出しの被害は大きい。電子化に賛成するが、電子化した掛金データを国外に置くことには反対する。これは加入者の国籍の話ではなく、共済帳簿の保全である。

一該当箇所：計画全体（利便性向上と業務効率化）

意見：現金廃止に賛成する。効率化の指標を、委託収納件数、現金事故、紙通知通数、例外承認件数、システム運用費で翌年度公開せよ。例外承認が年間で膨らむなら、事情の定義が緩い。外国人を含む加入資格の拡大や、本人確認の形骸化を、この改正の「その他」で行うな。口座名義と契約者の一致を、振替の前提として維持せよ。

理由：共済は日本の小規模事業者の退職と連鎖倒産の備えである。窓口をデジタルにする改正を、加入審査を緩める改正に使ってはならない。名義と口座が一致しない振替は、掛金の保全に反する。

求める対応

1. 現金収納の廃止は維持する。
2. 「やむを得ない事情」を限定列举し、例外承認は電磁・包括にせよ。紙の新様式と団体取次を作るな。
3. 収納通知は電磁を本則にせよ。
4. 両共済の現金経路を令和9年1月1日で同時に終えよ。
5. データの持ち出し禁止、例外媒体の追跡、システムの供給源制限を実施要領に書け。
6. 委託費の減少とシステム費を公開し、効果のない運用費は切れ。

現金の窓口を閉じることは支持する。閉じた窓口の代わりに承認願と封書と国外クラウドを置く省令には反対する。

以上

ご意見②：小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）について、以下のとおり意見を提出いたします。

まず、本案文には「附則第三条を削る。」と記載されており、附則の削除による手続の簡略化が中心であることが分かります。また、現行規定には「掛金の納付状況を明らかにする書類を送付しなければならない」といった事務の正確性を重視する文言が含まれており、共済制度の安全性が書類確認に大きく依存していることが読み取れます。このような制度の根幹部分に関わる改正である以上、成果目標およびKPI（重要業績評価指標）の設定は不可欠と考えます。

【1. 本案件に必須と思われるKPIの例と、データ収集主体】

本改正案は「手続の簡略化」を伴うものであり、制度の安全性・正確性・不正防止に影響を与

える可能性があります。そのため、少なくとも以下のようなKPIを設定し、その算出方法とデータ収集主体を明示していただきたく存じます。

(1) 掛金納付確認に関する誤記・誤送付件数

- ・内容：掛金の納付状況を確認する書類における誤記載、誤送付、確認漏れの件数
- ・目的：手続簡略化によって確認精度が低下していないかを把握するための安全性指標
- ・データ収集主体：中小企業基盤整備機構（共済事務の実施主体）、受託金融機関
- ・収集方法：機構および金融機関が保有する事務処理記録・エラーログを四半期ごとに集計し、経済産業省に報告

(2) 共済金支給における不正受給疑い件数

- ・内容：共済金支給に関して、不正受給の疑いがある案件数（調査着手件数・確定件数）
- ・目的：手続簡略化が不正行為を誘発していないかを監視するための指標
- ・データ収集主体：中小企業基盤整備機構、監督官庁（中小企業庁）
- ・収集方法：内部監査・外部監査・不正通報窓口の記録を年次で集計し、公表

(3) 受託金融機関との照合エラー件数

- ・内容：口座振替や掛金入金の照合におけるエラー件数（名義不一致、金額相違等）
- ・目的：事務簡略化により照合プロセスが弱体化していないかを確認するための指標
- ・データ収集主体：受託金融機関、機構
- ・収集方法：金融機関のシステムログおよび機構側の照合記録を定期的に集計

(4) 事務処理に要する平均処理時間

- ・内容：掛金納付確認・共済金支給に関する事務処理の平均所要時間
- ・目的：簡略化の効果（事務負担軽減）が実際に現場で達成されているかを測るための指標
- ・データ収集主体：中小企業基盤整備機構
- ・収集方法：事務処理システムのタイムスタンプ情報を用いた統計分析

(5) 制度利用者（中小企業）の事務負担軽減の実感度

- ・内容：制度利用者に対するアンケートによる「事務負担が軽くなったかどうか」の評価
- ・目的：簡略化が利用者にとって実際にメリットとなっているかを確認するための指標
- ・データ収集主体：中小企業庁、中小企業基盤整備機構
- ・収集方法：オンラインアンケート等による定期調査

これらのKPIは、欧米の公的共済・社会保障制度でも一般的に用いられている種類の指標と聞き及んでおります。必要であれば、欧米の関係機関に確認のうえ、国際的なベストプラクティスを参考にいただきたく存じます。

【2. 行政手続法39条2項との整合性について】

行政手続法39条2項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたもの」であることを求めています。

本件の案文は、題名および根拠法令については一定程度明示されているものの、

- ・改正の目的（何を改善したいのか）
- ・成果目標（どの程度、事務負担を減らし、安全性を維持するのか）
- ・検証方法（どの指標で効果を確認するのか）
- ・達成期限（いつまでにどの水準を目指すのか）

が具体的かつ明確に示されているとは言い難い状況です。

この点で、行政手続法39条2項の趣旨に十分に沿っているとは評価しにくく、少なくとも「具体的かつ明確な内容」と言える水準には達していないと考えます。

行政官の皆様には、納税者の負担によって運営される共済制度の重要性を踏まえ、法令の要件を形式的に満たすだけでなく、その趣旨を丁寧に理解し、国民にとって分かりやすく透明性の高い制度設計を行っていただきたく存じます。もし、こうした基本的な要件を継続的に満たすことが難しいのであれば、ご自身の適性を静かに振り返り、納税者にとって害にならない選択を自ら考えていただくことも必要ではないかと感じます。

【3. 成果目標・KPIが存在しない場合に求める事項（EBPM・行政事業レビューの観点から）】

本案件において、成果目標および客観的な効果検証指標（KPI）が明示されていない場合、以下の点を明確にさせていただきよう求めます。

政府は既に、全府省庁・原則全事業を対象としてEBPM（証拠に基づく政策立案）および行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らせば、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を、まず明示してください。

そのうえで、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値および達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げたようなKPIは欧米では一般的に使われているとのことですので、もし分かりにくい場合は、欧米の関係者や国際機関に確認していただくことも有益だと思われます。

ここで注意していただきたいのは、「客観的な成果目標やKPI」は、思いつくものを全て並べれば良いというものではないという点です。記録項目が増えれば、勘違いや見逃し、誤記載が増え、結果として使えないデータになりがちです。人が最短時間で作業を終えられるようにしつつ、最小限の時間とコストで最大限の効率・効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計していただくことを強くお願い申し上げます。

【4. KPIが人命や安全性に関わる可能性について】

「客観的な成果目標とKPI」の設定と運用によって、少なからず人命や生活を守る機会が生まれることがあります。スぺーシアで4人が亡くなった事故を含め、多くの現場や統計で「業務経験が長期に及ぶと、作業への慣れから緊張感が薄れ、確認不足や手順の省略といった気の緩みによる事故やミスが増える傾向」が指摘されています。

このような傾向は、KPIという数値データの増減を通じて「事故やミスが増えているのか、減っているのか」を客観的に把握することで、危険性に気づくきっかけを作ることができます。共済制度の事務も、人が行う以上、同様のリスクを抱えています。だからこそ、KPIの設定は単なる事務作業ではなく、安全性を守るための重要な仕組みだと考えていただきたいと思います。

【5. KPIは最初から完璧でなくてよいこと、見直しの運用について】

「客観的な成果目標とKPI」は、最初に設定する際には大変な作業になります。しかし、未知のトラブルを事前に完全に知ることは不可能であり、最初から100%完璧なものを作ることは現実的ではありません。

そのため、まずは50%程度の完成度を目安に設定し、2か月間隔または半年間隔で見直しを行う運用を提案いたします。特に法学系卒の文系の方々の中には「制度は100%完全でなければならない」と考えがちの方もいらっしゃるかもしれませんが、何であれ100%完全だと判断できる人はそもそも存在しない、という事実を戒めとして心に留めていただければ幸いです。

その他不明点等があれば、高市内閣の各責任者や片山財務大臣にご確認いただき、縦割り行政の壁を超えた連携のもとで、より良い制度設計を進めていただくことを期待いたします。

以上の理由から、本省令改正案については、行政手続法39条2項の趣旨に沿うよう内容を具体的かつ明確にし、成果目標およびKPIを設定したうえで、その実績と予算への反映状況を継続的に公表していただくことを強く求めます。

以上、意見として提出いたします。